

盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(1)

1 盛岡市内バス停（県庁・市役所前（上り・松園方面）（盛岡市内丸8番地先）、県庁・市役所前（下り）（盛岡市内丸69番2地先））

(1) 掲出場所、掲出場所1箇所当たりの面積

掲出場所	掲出場所1箇所当たりの面積
県庁・市役所前（上り・松園方面）（下り）	0.30㎡（縦0.86メートル、横0.35メートル）

※盛岡市内バス停（県庁・市役所前（上り・松園方面）（下り））は、盛岡市屋外広告物条例施行規則（平成20年規則第20号）第2条12号の一般広告物等は、掲出不可である。

(2) 掲出場所の写真（バス停標識の黄色で示す面を掲出場所とする。）

ア 県庁・市役所前（上り・松園方面）



イ 県庁・市役所前（下り）



(3) 掲出場所の図面



盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(2)

1 盛岡市内バス停（中央通二丁目（上り）（盛岡市中央通二丁目9番20地先））

(1) 掲出場所、掲出場所1箇所当たりの面積

掲出場所	掲出場所1箇所当たりの面積
中央通二丁目（上り）	0.30㎡（縦0.86メートル、横0.35メートル）

(2) 掲出場所の写真（バス停標識の黄色で示す面を掲出場所とする。）

ア 中央通二丁目（上り）－1



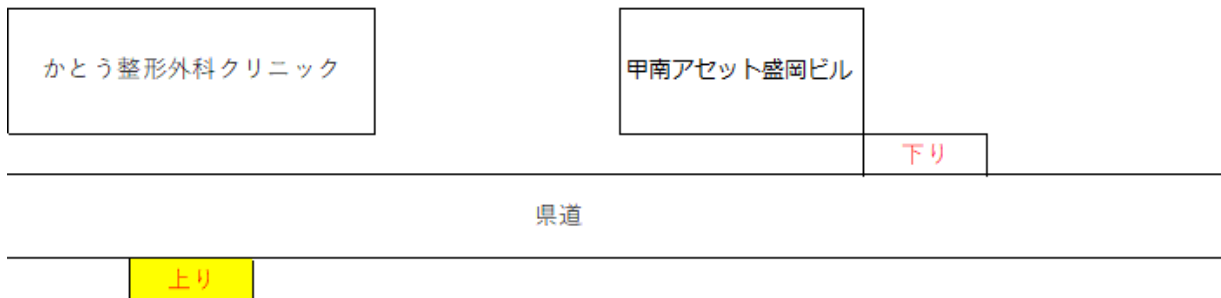
イ 中央通二丁目（上り）－2



ウ 中央通二丁目（上り）－3



(3) 掲出場所の図面



盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(3)

1 盛岡市内バス停（中央通二丁目（下り）（盛岡市中央通二丁目2番1地先））

(1) 掲出場所、掲出場所1箇所当たりの面積

掲出場所	掲出場所1箇所当たりの面積
中央通二丁目（下り）	0.30㎡（縦0.86メートル、横0.35メートル）

(2) 掲出場所の写真（バス停標識の黄色で示す面を掲出場所とする。）

ア 中央通二丁目（下り）－1



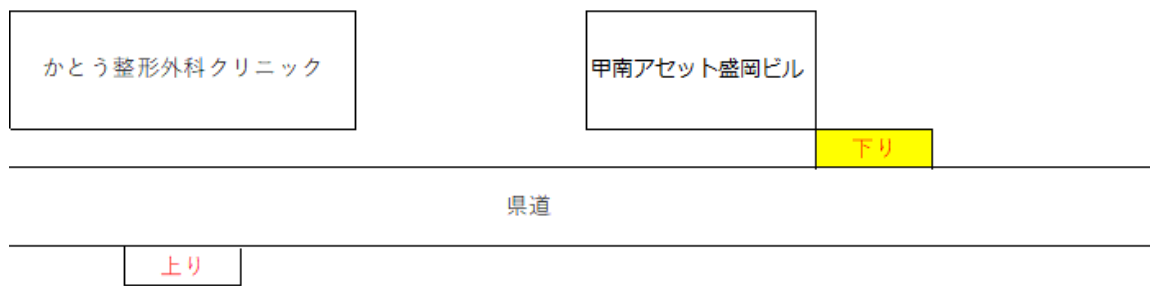
イ 中央通二丁目（下り）－2



ウ 中央通二丁目（下り）－3



(3) 掲出場所の図面



盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(4)

1 盛岡市内バス停（大通三丁目（上り）（盛岡市中央通二丁目11番12地先））

(1) 掲出場所、掲出場所1箇所当たりの面積

掲出場所	掲出場所1箇所当たりの面積
大通三丁目（上り）	0.30㎡（縦0.86メートル、横0.35メートル）

(2) 掲出場所の写真（バス停標識の黄色で示す面を掲出場所とする。）

ア 大通三丁目（上り）－1



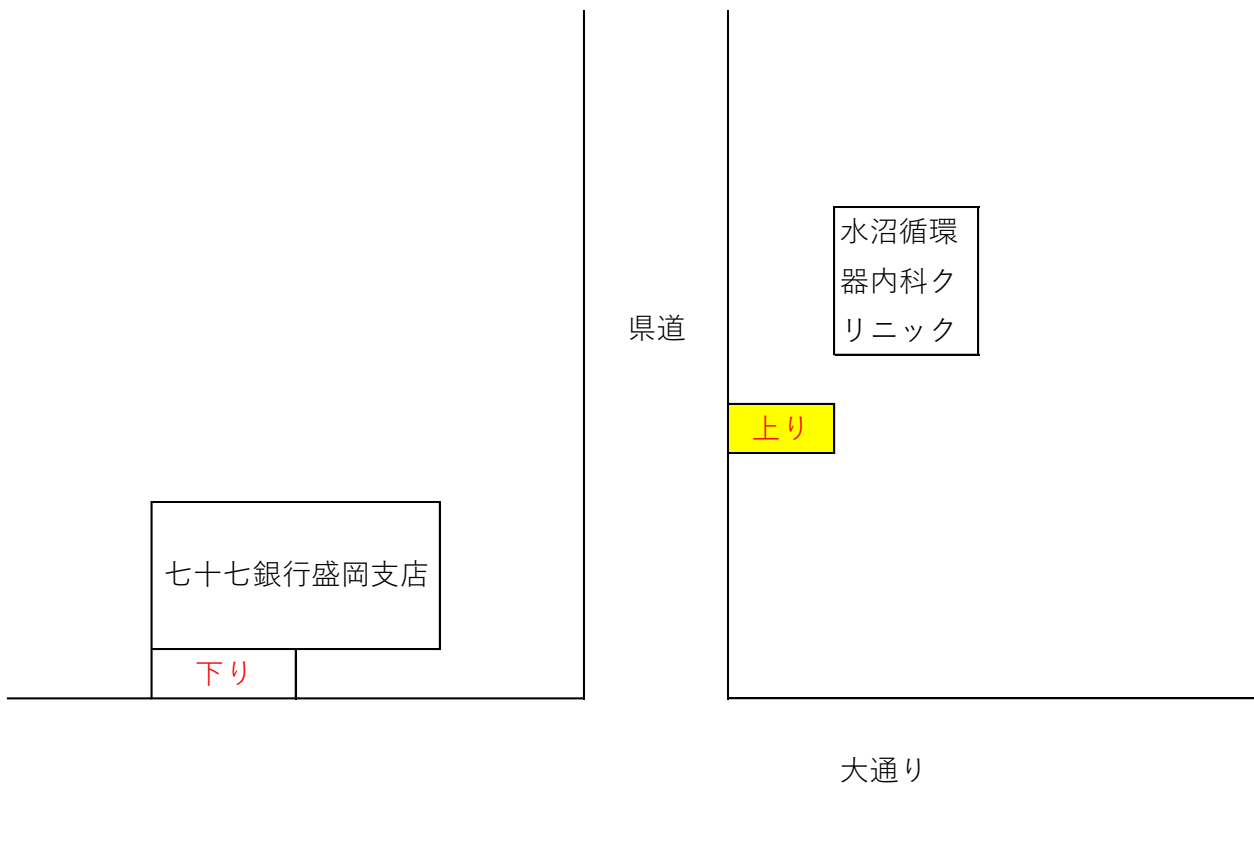
イ 大通三丁目（上り）－2



ウ 大通三丁目（上り）－3



(3) 掲出場所の図面



盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(5)

1 盛岡市内バス停（大通三丁目（下り）（盛岡市大通三丁目3番2地先））

(1) 掲出場所、掲出場所1箇所当たりの面積

掲出場所	掲出場所1箇所当たりの面積
大通三丁目（下り）	0.30㎡（縦0.86メートル、横0.35メートル）

(2) 掲出場所の写真（バス停標識の黄色で示す面を掲出場所とする。）

ア 大通三丁目（下り）－1



イ 大通三丁目（下り）－2

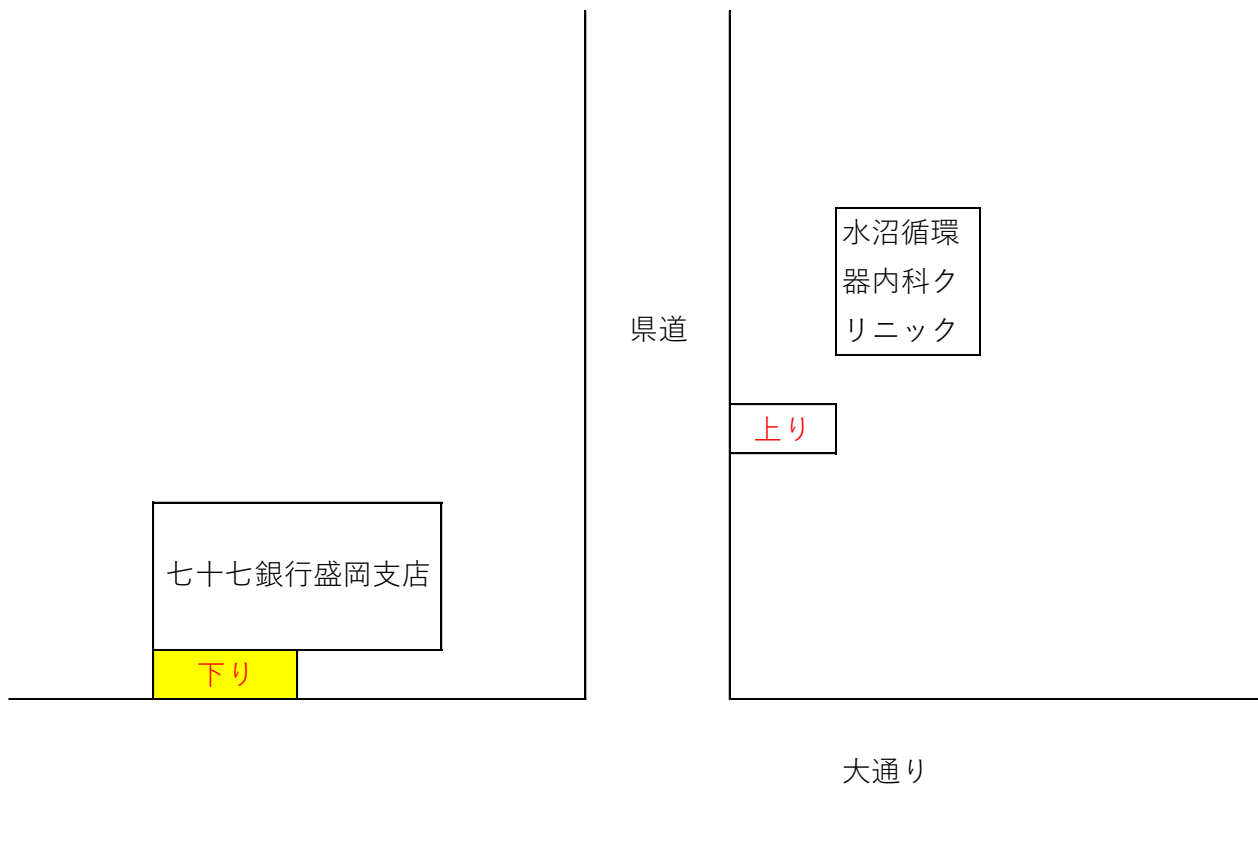


※ 大通り三丁目（下り）－2については、業務の実施に当たり、不足している広告掲出設備（アクリル板等）の設置を行うこと。

ウ 大通三丁目（下り）－3



(3) 掲出場所の図面



盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(6)

1 盛岡市内バス停（三高前（上り）（盛岡市緑が丘一丁目1番42地先）、三高前（下り）（盛岡市高松四丁目17番16地先））

(1) 掲出場所、掲出場所1箇所当たりの面積

掲出場所	掲出場所	掲出場所1箇所当たりの面積
三高前	三高前（上り）（下り）	0.30㎡（縦0.86メートル、横0.35メートル）

※盛岡市内バス停（三高前（上り）（下り））は、盛岡市屋外広告物条例施行規則（平成20年規則第20号）第2条12号の一般広告物等は、掲出不可である。

(2) 掲出場所の写真（バス停標識の黄色で示す面を掲出場所とする。）

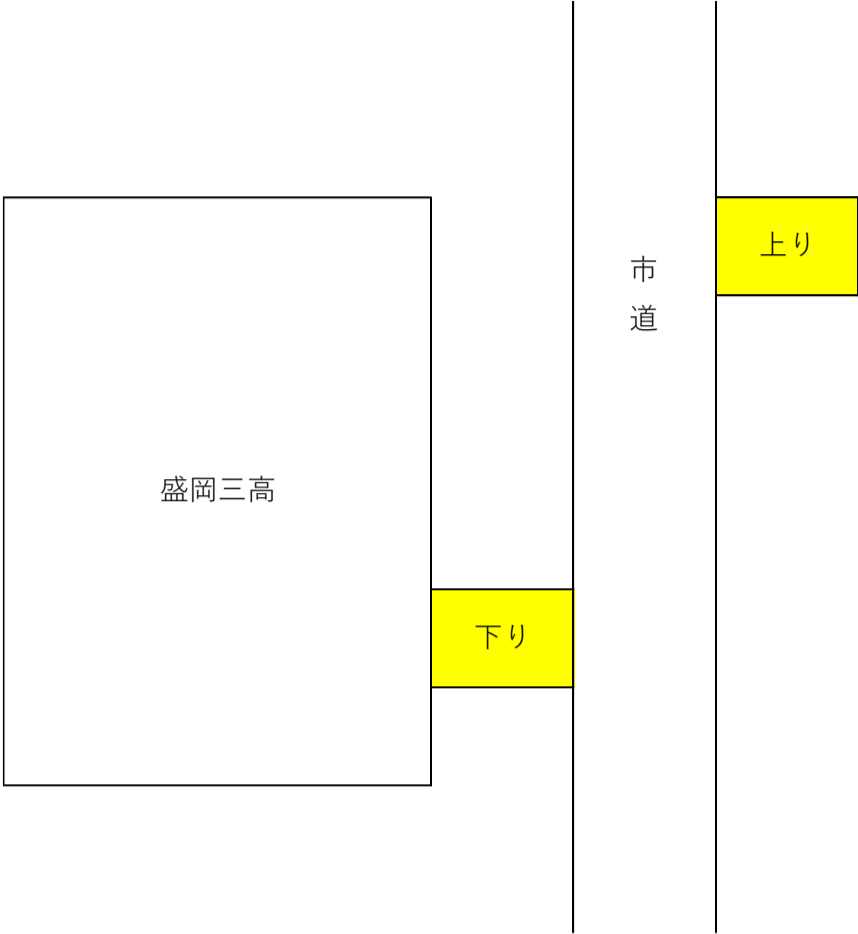
ア 三高前（上り）



イ 三高前（下り）



(3) 掲出場所の図面



盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(7)

1 盛岡駅前広場（盛岡駅前通57番1地内）

(1) 掲出場所、掲出場所1箇所当たりの面積

掲出場所	掲出場所1箇所当たりの面積	行政財産使用料（年額）
盛岡駅前広場 バス停上屋	0.24㎡（幅1.2メートル、奥行0.2メートル）	3,210円

※行政財産使用料は、令和8年3月時点の見込額。

※盛岡駅前広場は、業務の実施に当たり広告掲出設備の設置を行うこと。

(2) 掲出場所の写真（バス停上屋の下の敷地を掲出場所とする。）

ア 盛岡駅前広場バス停上屋－1

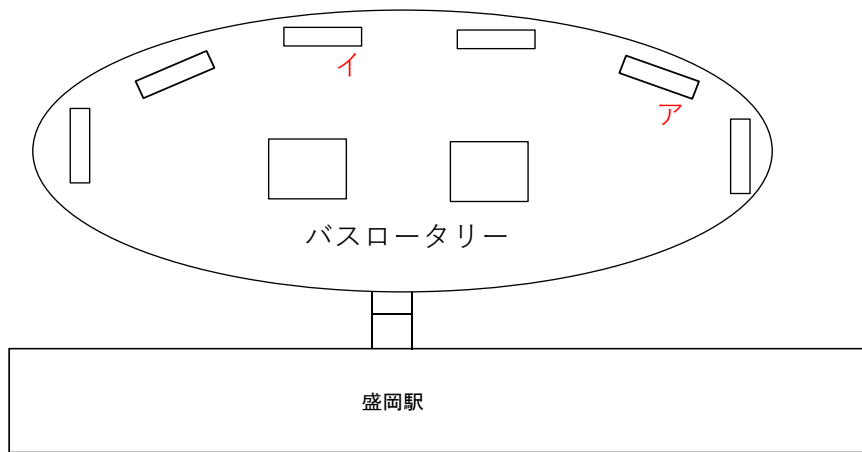


イ 盛岡駅前広場バス停上屋－2



※盛岡駅前広場バス停上屋－1、盛岡駅前広場バス停上屋－2については、業務の実施に当たり広告掲出設備又はバス停上屋にバス利用者が各バス乗り場（8番乗り場、10番乗り場）を認識するための乗り場の番号表示を設置すること。

(3) 掲出場所の図面



盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(8)

1 前潟駅（盛岡市上厨川字前潟153番地2 地内）

(1) 掲出場所、掲出場所1箇所当たりの面積など

掲出場所	掲出場所1箇所当たりの面積	普通財産賃貸料（年額）
前潟駅	0.88平方メートル（縦1.1メートル、横0.8メートル）	35,354円

※普通財産賃貸料は、令和8年3月時点の見込額。

※前潟駅は、業務の実施に当たり広告掲出設備の設置を行うこと。

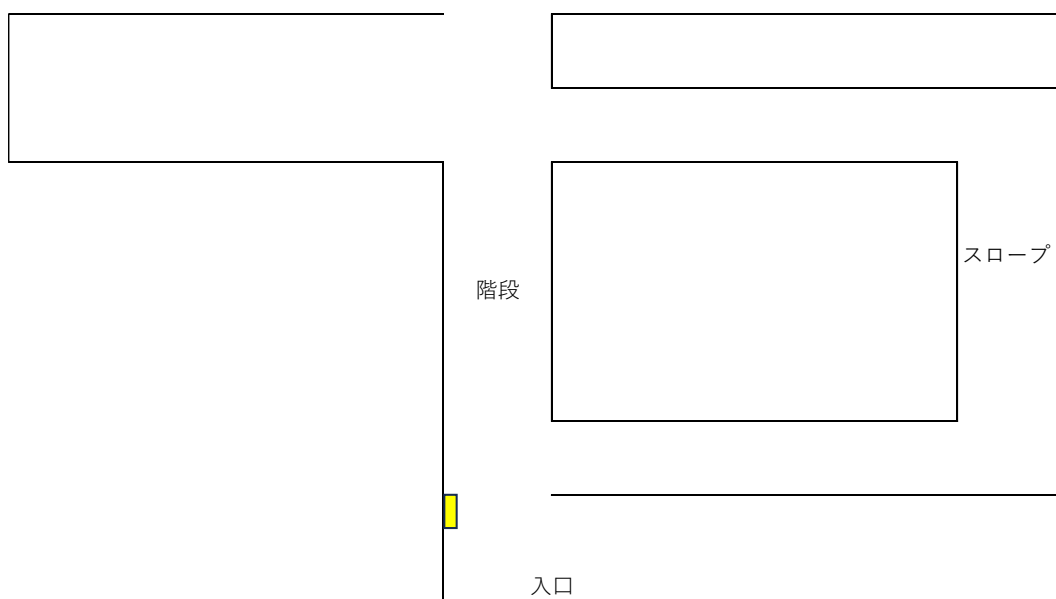
(2) 掲出場所の写真（屋内の壁を掲出箇所とする。）

ア 前潟駅



(3) 掲出場所の図面

ホーム



盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(9)

1 盛岡バスセンター（盛岡市中ノ橋通一丁目13番6地内）

(1) 掲出場所、掲出場所1箇所当たりの面積など

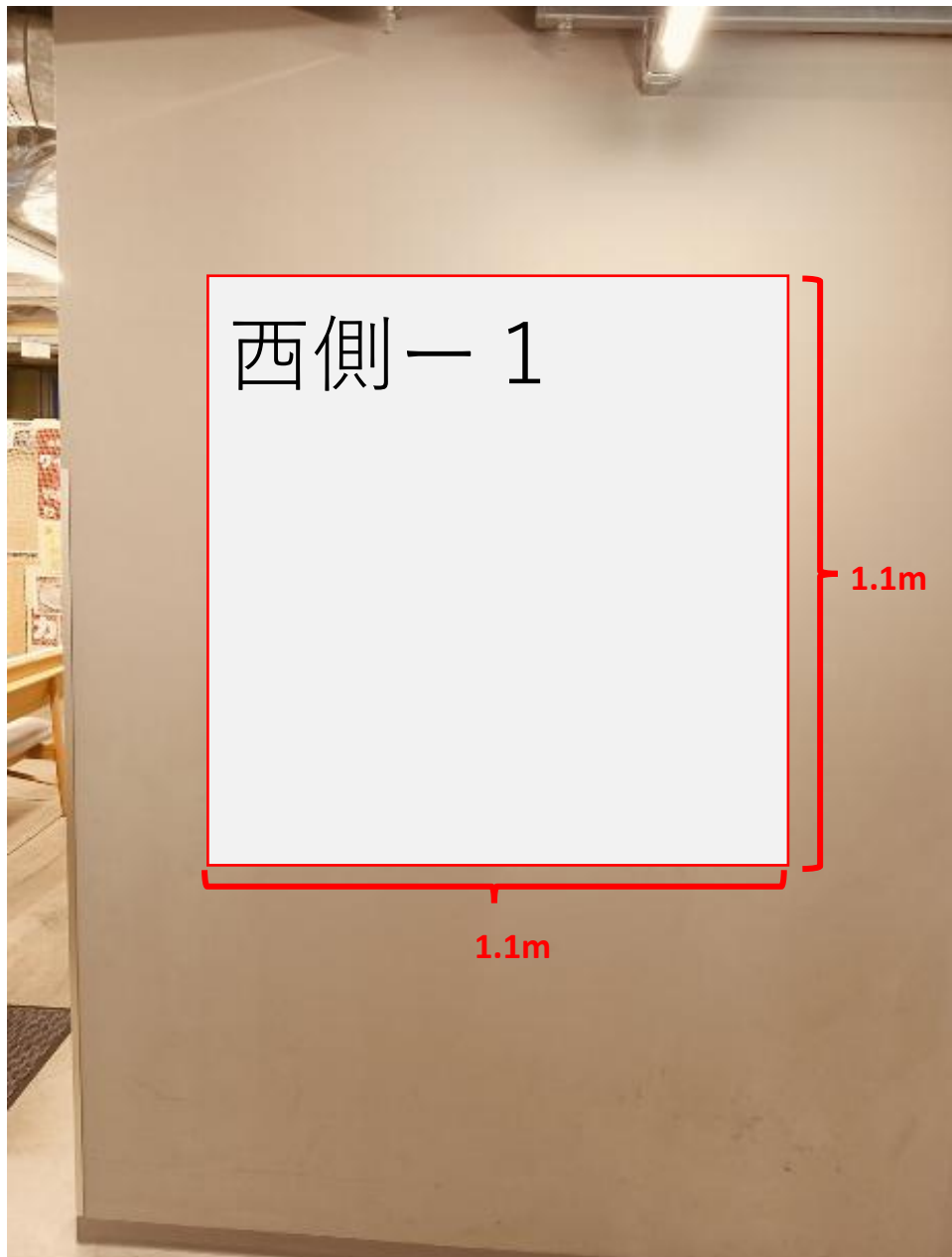
掲出場所	掲出場所1箇所当たりの面積	普通財産賃貸料（年額）
盛岡バスセンター待合室 西側－1	1.21平方メートル （縦1.1メートル、横1.1メートル）	27,183円
盛岡バスセンター待合室 西側－2	0.41平方メートル （縦0.8メートル、横0.52メートル）	
盛岡バスセンター待合室 中央	0.43平方メートル （縦0.8メートル、横0.54メートル）	

※普通財産賃貸料は、令和8年3月時点の見込額。

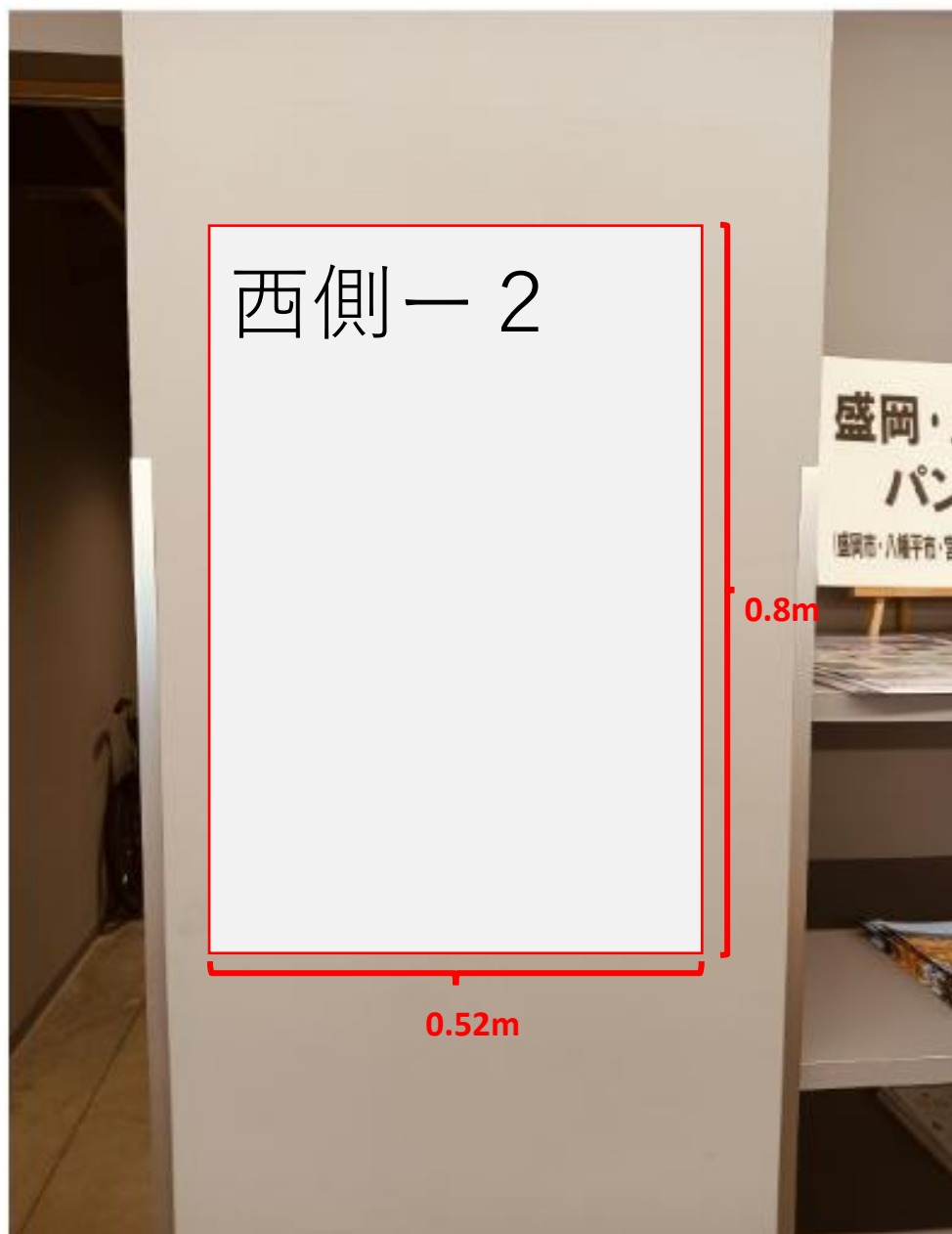
※盛岡バスセンターは、業務の実施に当たり広告掲出設備の設置を行うこと。

(2) 掲出場所の写真（屋内の壁を掲出箇所とする。）

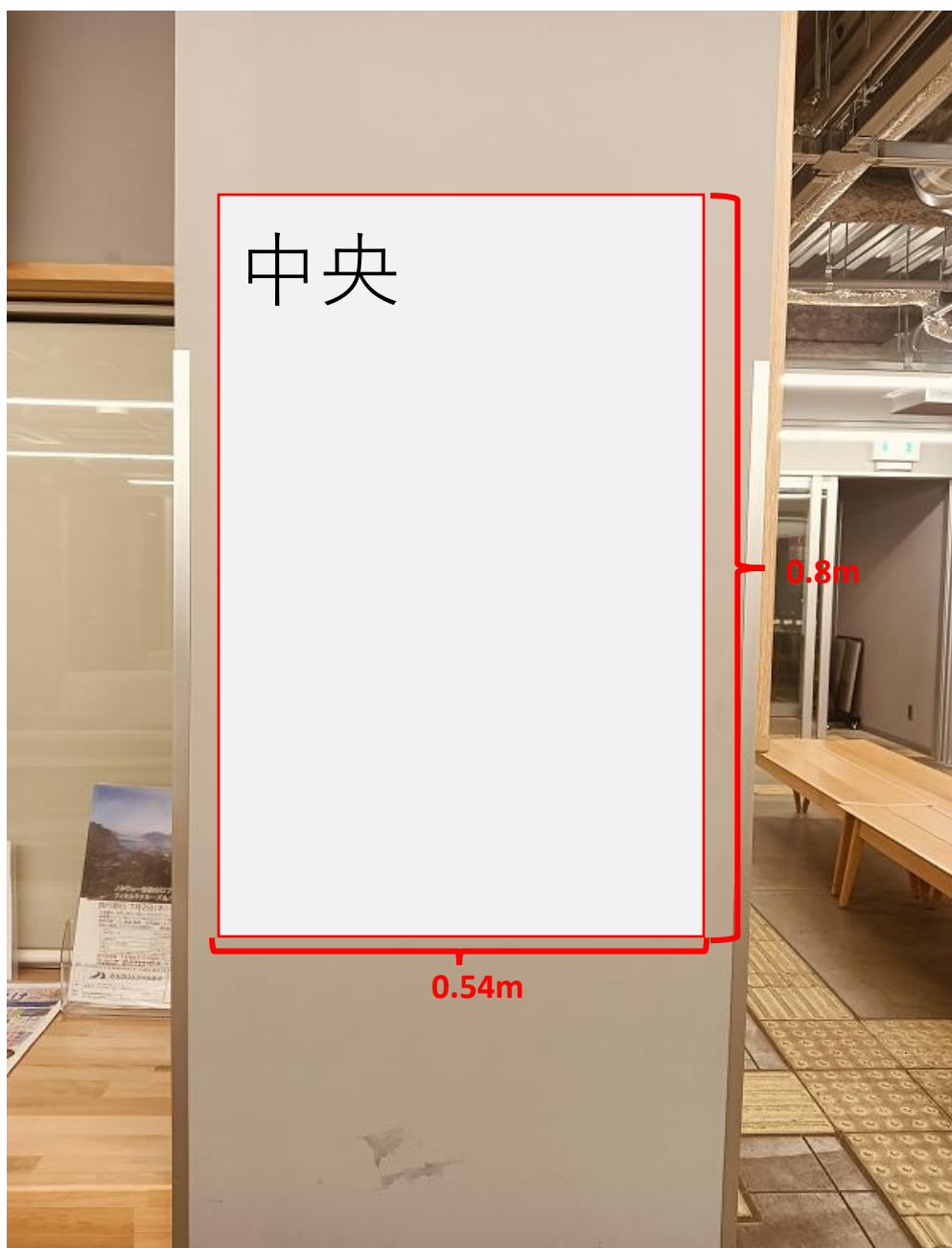
ア 盛岡バスセンター待合室西側－1



イ 盛岡バスセンター待合室西側ー2



ウ 盛岡バスセンター待合室中央



※盛岡バスセンター待合室中央においては、盛岡バスセンター内で販売されていない商品の広告を掲示する場合は、盛岡バスセンター内で販売している旨の誤解を与えない内容とすること。

(3) 掲出場所の図面

